

平成31年 第2回

北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	平成31年2月25日(月)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前11時00分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 報告第1号
- 第10 報告第2号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 第 7 議案第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 1 0 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

3 平成31年第2回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君	○	
2	高橋 秀幸 君	○	
3	吉田 和子 君	○	
4	渡邊 幸夫 君	○	
5	畑中 利男 君	○	
6	福田 保志 君	○	
7	中村 圭一 君	○	
8	萩原 和裕 君	○	
9	入倉 孝徳 君	○	
10	安斉 誠一 君		○
11	芝山ひとみ 君	○	
12	岡田 貢 君	○	
13	大林 実 君	○	

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君	○	
16	竹下 雅英 君	○	
17	杉山 茂樹 君	○	
18	竹中 秀樹 君	○	
19	黒須 倫子 君	○	
20	米森 裕之 君	○	
21	岡部 浩 君	○	
22	國田 恭一 君	○	
23	鎌口 幹雄 君	○	

出席 21 名
 欠席 1 名
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	山本 英司 君
事務局 次長	藤沢 浩 君
農地課 長	宮部 秀明 君
総務係 長	清水 拓 君
農地係 長	谷地 洋光 君

(3) 議長 鎌口 幹雄 君
 署名委員 15番 馬場 正寛 委員
 署名委員 16番 竹下 雅英 委員

事務局長
(山本 英司君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、平成31年第2回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(山本 英司君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

これより、平成31年第2回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(藤沢 浩君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、21名の出席であります。
10番 安斉委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は、15番 馬場委員、16番 竹下委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の1ページから3ページでございます。
議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、賃借権が2件、使用貸借による権利が1件の合計3件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、3ページ欄外に記載のとおり、「畑」が45筆で、合計面積は280,500㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

18番
(竹中 秀樹君)

番号1番についてご説明いたします。

番号1番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、東陵町●●●「畑」、外「畑」2筆、合計面積は14,530㎡。貸主は、●●●さん。借主は、●●●です。申請事由は、貸主は、自ら耕作できないため、農地を貸し付ける。借主は、新たに農業に参入するため、農地を借り受けるというものです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

9番
(萩原 和裕君)

番号2番についてご説明いたします。

番号2番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、大正●●●の内「畑」、外「畑」1筆、合計面積は59,400㎡。貸主は、●●●さん。借主は、●●●です。申請事由は、貸主は、自ら耕作できないため、農地を貸し付ける。借主は、新たに農業に参入するため、農地を借り受けるというものです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号3番についてご説明いたします。

番号3番、権利の種類は使用貸借による権利です。土地の所在は、常川●●●「畑」、外「畑」39筆、合計面積は206,570㎡。貸主は、●●●さん。借主は、同住所●●●さんです。申請事由は、後継者である息子に、農地を貸し付けるというものです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の4ページでございます。また、申請位置図につきましては24ページ以降に添付してございますので、ご参照願います。

議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。

今回の申請は、2件で、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が1筆、「宅地」が1筆で、合計面積は1,036㎡であります。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

20番
(米森 裕之君)

番号1番についてご説明いたします。

平成31年2月18日に安斉委員、入倉委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、上仁頃●●●1の内、面積は、608㎡。申請人は、●●●です。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場、コンテナ置場。申請事由は、既存施設が手狭となったため、新たに農業用倉庫等農業用施設を建築するというものです。所在につきましては、上仁頃神社から西南西に約1km進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしましたが、ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

17番
(杉山 茂樹君)

番号2番についてご説明いたします。

平成2月15日に前澤委員、岡部委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、川東●●●の内、面積は、428㎡。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、庭、通路。申請事由は、申請地には、過去に建築した農家住宅等があるが、農地転用許可の手続きを失念していることが判明したため、転用を迫らうというものです。所在につきましては、川東神社から東北東に約400m進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしましたが、ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の5ページから6ページでございます。また、申請位置図につきましては24ページ以降に添付してございますので、ご参照願います。

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。

今回の申請は、所有権贈与が1件、使用貸借による権利が3件の合計4件です。なお、許可に係る地目及び転用面積は、6ページ欄外に記載のとおり、「畑」が2筆、「宅地」が5筆で、合計面積は4,319㎡であります。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

2 2 番
(國田 恭一君)

番号1番についてご説明いたします。

平成31年2月18日に安斉委員、岡田委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、小泉●●●、面積は、1,018㎡。譲渡人は、●●●さん。譲受人は、●●●さん（持分2分の1）、●●●（持分2分の1）です。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場、通路です。申請事由は、申請地には、過去に建築された農業用施設及び通路があるが、農地転用許可の手続きを失念していることが判明したため、転用を追認願うというものです。所在につきましては、北海道北見商業高等学校から南南西に約1km進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしく願います。

議 長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班より願います。

2 2 番
(高橋 秀幸君)

番号2番についてご説明いたします。

平成31年2月19日に福田委員、中村委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、豊田●●●、面積は、205㎡。貸主は、●●●さん。借主は、同住所 ●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、庭、駐車場です。申請事由は、新たに農家住宅を建築するためというものです。所在につきましては、きたみらい農協小麦乾燥調整貯蔵施設から北北東に約600m進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしく願います。

議 長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班より願います。

1 7 番
(杉山 茂樹君)

番号3番についてご説明いたします。

平成31年2月15日に前澤委員、岡部委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、川東●●● 外3筆、合計面積は、2,635㎡。貸主は、●●●さん。借主は、同住所 ●●●です。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、休憩所、通路、コンテナ置場です。申請事由は、申請地には、過去に建築した農業用施設等があるが、農地転用許可の手続きを失念していることが判明したため、転用を追認願うというものです。所在につきましては、川東神社 から東北東に約400m進んだところに位置しております。以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしく願います。

3番
(吉田 和子君)

番号4番についてご説明いたします。
平成31年2月15日に前澤委員、馬場委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、常川●●●の内、面積は461㎡。貸主は、●●●さん。借主は、●●●です。転用目的及び計画の内容は、コンテナ置場です。申請事由は、既存施設が手狭となったため、新たにコンテナ置場を造成するというものです。
所在につきましては、きたみらい農協上常呂支所玉葱貯蔵庫から北東に約50m進んだところに位置しております。
以上、特に問題は無いと判断いたしましたが、ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、『議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の7ページから8ページでございます。
議案第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。
今回の通知は、合意解約による通知が2件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。
なお、通知に係る地目及び面積は、8ページ欄外に記載のとおり、「田」が3筆、「畑」が8筆で、合計面積は32,227㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号1番、2番についてご説明いたします。
番号1番、所在・地番については、上ところ●●● 「畑」、外「田」3筆、「畑」5筆、合計面積は、25,875㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年1月7日。引渡しの時期は、平成31年1月7日です。その他は記載のとおりです。

番号2番、所在・地番については、上ところ●●●の内「畑」、外「畑」1筆、合計面積は、6,352㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年1月7日。引渡しの時期は、平成31年1月7日です。その他は記載のとおりです。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第7、『議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の9ページから12ページでございます。
議案第3号 「農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による北見市農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第3条の2第2項に基づき北見市長から意見を求められたものでございます。

今回の案件13件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、土地の表示は、上仁頃●●●の内、現況は、「畑」、面積は、50.93㎡。所有者は、●●●さん。申請者は、同住所●●●です。土地利用計画は、コンテナ置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入、転用計画は、有です。

番号2番、土地の表示は、上仁頃●●●の内、現況は、「畑」、面積は、557.27㎡。所有者は、●●●さん。申請者は、同住所●●●です。土地利用計画は、農業用倉庫・農作業場・コンテナ置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更、転用計画は、有です。

番号3番、土地の表示は、北陽●●●、現況は、「原野」、面積は、4,554㎡。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、原野。申請理由は、農地に該当しない旨判断され、非農地となったため。申請区分は、除外です。

番号4番、土地の表示は、大正●●●の内、現況は、「畑」、面積は、861.92㎡。所有者及び申請者は●●●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号5番、土地の表示は、豊田●●●の内、現況は、「畑」、面積は、59.88㎡。所有者は、●●●さん。申請者は、同住所●●●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号6番、土地の表示は、豊田●●●、現況は、「畑」、面積は、1,589.26㎡。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号7番、土地の表示は、豊田●●●の内 外1筆、現況は、「宅地」、合計面積は、235.58㎡。所有者は、●●●さん。申請者は、同住所●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅・駐車場。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外、転用計画は、無です。

番号8番、土地の表示は、豊田●●●、現況は、「畑」、面積は、205㎡。所有者は、●●●さん。申請者は、同住所●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅・庭・駐車場。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外、転用計画は、有です。

番号9番、土地の表示は、本沢●●●の内 外3筆、現況は、「原野」、合計面積は、23,565㎡。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、原野。申請理由は、農地に該当しない旨判断され、非農地となったため。申請区分は、除外です。

番号10番、土地の表示は、富里●●●の内、現況は、「原野」、面積は、2,201㎡。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、原野。申請理由は、農地に該当しない旨判断され、非農地となったため。申請区分は、除外です。

番号11番、土地の表示は、川東●●●の内 外1筆、現況は、「宅地」、合計面積は、871㎡。所有者は、●●●さん。申請者は、同住所●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・通路・コンテナ置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更、転用計画は、有です。

番号12番、土地の表示は、常川●●●の内、現況は、「畑」、面積は、461㎡。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●です。土地利用計画は、コンテナ置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更、転用計画は、有です。

番号13番、土地の表示は、広郷●●●の内、現況は、「宅地」、面積は、1,204㎡。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・コンテナ置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更、転用計画は、無です。

なお、農業振興地域整備計画の変更に係る面積は、12ページ欄外に記載のとおり、「編入」4筆、「用途変更」5筆、「除外」9筆、合計面積は36,415.84㎡であります。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議

ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第8、『議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の13ページから19ページでございます。
議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が29件、所有権売買が4件の合計33件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、19ページ欄外に記載のとおり「田」が30筆、「畑」が92筆で、合計面積は750,479.04㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

18番
(竹中 秀樹君)

番号1番から6番についてご説明いたします。
番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分2分の1）、同住所 ●●●さん（法定持分6分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は160,000円、10aあたり7,200円です。
番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（持分3分の1）、●●●さん（持分3分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は94,000円、10aあたり2,000円です。
番号3番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は1,000,000円、10aあたり106,300円です。
番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は200,000円、10aあたり2,700円です。
番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は354,000円、10aあたり6,000円です。
番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は240,000円、10aあたり4,900円です。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

9番
(萩原 和裕君)

番号7番から17番についてご説明いたします。

番号7番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は8,000,000円、10aあたり153,500円です。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は90,000円、10aあたり4,500円です。

番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は80,000円、10aあたり4,000円です。

番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は210,000円、10aあたり6,100円です。

番号11番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は36,000円、10aあたり6,000円です。

番号12番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は1,459,000円、10aあたり165,000円です。

番号13番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は251,000円、10aあたり10,200円です。

番号14番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は200,000円、10aあたり6,000円です。

番号15番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は800,000円、10aあたり20,800円です。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん(持分2分の1)、同住所 ●●●さん(持分2分の1)。権利の設定等を受ける者、豊田185番地1 加城寿光さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は55,000円、10aあたり2,200円です。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は49,800円、10aあたり3,000円です。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号18番から33番についてご説明いたします。

番号18番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は250,000円、10aあたり10,100円です。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は50,000円、10aあたり9,000円です。

番号20番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は70,500円、10aあたり3,100円です。

番号21番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は71,000円、10aあたり6,000円です。

番号22番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は210,000円、10aあたり7,700円です。

番号23番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は163,000円、10aあたり8,000円です。

番号24番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は37,000円、10aあたり7,400円です。

番号25番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は97,000円、10aあたり7,400円です。

番号26番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は96,000円、10aあたり7,700円です。

番号27番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は20,000円、10aあたり9,200円です。

番号28番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は19,500円、10aあたり9,200円です。

番号29番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は100,794円、10aあたり6,000円です。

番号30番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は191,600円、10aあたり8,200円です。

番号31番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は43,000円、10aあたり4,200円です。

番号32番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は35,000円、10aあたり9,100円です。

番号33番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は60,000円、10aあたり11,400円です。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、10番の案件については、●●●が除斥の対象となりますので、まず、10番を除いた案件について、質疑をお

受けしてまいりたいと思います。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、10番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、10番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは次に、10番の案件に対する質疑にはいりますので、●●●は一時退席願います。

(●●●、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、10番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●、着席)

議長
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第9、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の20ページから23ページでございます。
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が7件であります。

番号1番、所在及び地番は、大正●●● 「畑」、外「畑」5筆、合計面積は53,890.84㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は平成31年1月25日、受理通知日は平成31年1月31日です。

番号2番、所在及び地番は、相内町●●● 「畑」、外「田」1筆、「畑」4筆、合計面積は28,744㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、

同住所 ● ● ● さんです。届出日は平成 31 年 1 月 21 日、受理通知日は平成 31 年 1 月 25 日です。

番号 3 番、所在及び地番は、東相内町 ● ● ● 「畑」、面積は 8,846 m² があります。被相続人は、● ● ● さん。相続人は、同住所 ● ● ● さんです。届出日は平成 31 年 1 月 8 日、受理通知日は平成 31 年 1 月 11 日です。

番号 4 番、所在及び地番は、川東 ● ● ● の内 「畑」、外「畑」3 筆、合計面積は 43,762 m² であります。被相続人は、● ● ● さん。相続人は、同住所 ● ● ● さんです。届出日は平成 31 年 1 月 17 日、受理通知日は平成 31 年 1 月 22 日です。

番号 5 番、所在及び地番は、若松 ● ● ● の内 「畑」、外「畑」3 筆、合計面積は 9,875 m² であります。被相続人は ● ● ● さん。相続人は、● ● ● さんです。届出日は平成 31 年 1 月 10 日、受理通知日は平成 31 年 1 月 17 日です。

番号 6 番、所在及び地番は、広郷 ● ● ● 「畑」、外「畑」14 筆、合計面積は 132,729.38 m² であります。被相続人は、● ● ● さん。相続人は、同住所 ● ● ● さんです。届出日は平成 31 年 1 月 25 日、受理通知日は平成 31 年 1 月 31 日です。

番号 7 番、所在及び地番は、開成 ● ● ● の内 「畑」、外「畑」2 筆、合計面積は 29,989 m² であります。被相続人は、● ● ● さん。相続人は、● ● ● さんです。届出日は平成 31 年 1 月 25 日、受理通知日は平成 31 年 1 月 31 日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、23 ページ欄外に記載のとおり、「田」1 筆、「畑」38 筆で、合計面積は 307,836.22 m² であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第 6 条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします、
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第 10、『報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の 24 ページでございます。
報告第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が 1 件であります。

番号 1 番、所在及び地番は、東相内町 ● ● ● 「畑」、面積は 357 m² です。譲渡人は、● ● ● さん、譲受人は、● ● ● さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、平成 31 年 1 月 17 日、届出処理年月日は、平成 31 年 1 月 23 日です。

この案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第 6 条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、報告のとおり了承することといたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、平成31年第2回北見市第一農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成31年2月25日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 馬 場 正 寛

署名委員 竹 下 雅 英